

薩摩川内市入来工業団地利活用促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 1 5 号

薩摩川内市入来工業団地利活用促進条例の一部を改正する条例

薩摩川内市入来工業団地利活用促進条例（平成 2 8 年薩摩川内市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 号中「商品販売及びこれに付随するサービスの提供等の商業活動の用に供する施設」を「商品販売に係る事業又は娯楽業の用に供する施設で、規則で定めるもの」に改める。

第 5 条第 1 項第 2 号中「工業生産施設等」の次に「（商業施設を除く。）」を加え、「5 人」を「3 人」に改め、「（商業施設にあっては 5 0 人）」を削り、同項に次の 2 号を加える。

(3) 商業施設（フランチャイズ契約（他の事業者（以下「本部」という。）から特定の商標、商号等を使用する権利を得て、本部から物品販売、サービス提供その他の事業及び経営について統一的な方法で統制、指導及び援助を受け、これらの対価として本部に金銭を支払うことを内容とする契約をいう。）及びこれらに類する契約を受けた事業者（以下「加盟店等」という。）が立地する商業施設を除く。）の操業開始に伴い、新たに雇用される者で、雇用保険の被保険者となるものが、本市に本社を有する事業者が商業施設を立地する場合には 5 人以上、市外に本社を有する事業者が初めて商業施設を立地する場合には 1 0 人以上であること。

(4) 商業施設（加盟店等が立地する商業施設に限る。）の操業開始に伴い、新たに雇用される者で、雇用保険の被保険者となるものが、本市に本部がある加盟店等が商業施設を立地する場合には 5 人以上、市外に本部がある加盟店等が初めて商業施設を立地する場合には 1 0 人以上であること。

第 7 条中「操業開始日から 1 0 年以上操業している」を「減額貸付を受けた日から 1 0 年以上経過した」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の薩摩川内市入来工業団地利活用促進条例第 2 条第 1 0 号及び第 5 条

第1項第2号から第4号までの規定は、この条例の施行の日以後に指定した奨励措置対象事業者について適用し、同日前に指定した奨励措置対象事業者については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例の施行に関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。